

女性に対する暴力に関する専門調査会  
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ  
(第5回)  
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年10月29日(金) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室  
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者  
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授  
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 柑本 美和 東海大学法学部教授  
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所  
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授  
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
関係者ヒアリング
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「加害者プログラムの在り方について」(昭和学院短期大学 松野教授資料)  
資料2 「DV 被害者支援と児童虐待 ～中長期支援の中で見える子どもたちの現状」  
(NPO 法人 DV 防止ながさき 中田理事長資料)  
資料3 配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点

- 参考資料1 「DV 対策の今後の在り方」(本文)  
参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 おはようございます。お忙しいところ、皆様、毎週ということになっておりますけれども、ありがとうございます。

ただいまから、第5回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日の議事ですが、昭和学院短期大学松野教授、NPO法人DV防止ながさき中田理事長から御発表いただき、皆様からの御意見を伺いたいと思います。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

次第に記載のとおりでございますが、まず、資料1として、昭和学院短期大学松野教授からいただきました「加害者プログラムの在り方について」の資料、資料2として、NPO法人DV防止ながさき中田理事長からいただきました「DV被害者支援と児童虐待」に関する資料、資料3として、これまで配付している主な論点に関する資料、参考資料として、1が「DV対策の今後の在り方」、2として配偶者暴力防止法の条文について配付しております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、昭和学院短期大学松野教授に「加害者プログラムの在り方について」を御発表いただき、質疑応答を行います。

お願いいたします。

○昭和学院短期大学松野教授 ただいま御紹介いただきました、昭和学院短期大学の松野と申します。

本日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。今日は、よろしく願いいたします。

現在、私は主にデートDVの加害者またはその予防教育を研究テーマにさせていただいております。現職の前は、千葉県の職員で心理職として勤務をしておりました。加害者プログラムとの関わりにつきましては、ちょうど平成16年度に、当時、千葉県が内閣府から受託したDV加害者プログラムの調査研究事業の担当者になったところから始まっております。事業全体のコーディネート、県庁の立場からのコーディネートと、ファシリテーターとして講座の運営にも関わらせていただいております。内閣府からの委託事業が1年と、当時、千葉県の調査研究事業として4年間、計5年間にわたって加害者プログラムに関わってきたという経過がございます。このような御縁もありまして、現在、内閣府が実施しております配偶者暴力に関わる加害者プログラムに関する調査研究事業の検討会の委員もさせていただいております。

本日は、配偶者暴力防止法の見直しに係る論点で、私が今日いただいているのは「加害者プログラムの在り方について」であり、このことについて意見を申し上げたいと思います。お手元の資料に沿いながら御説明させていただきたいと思います。

まず、第1の論点であります、現行法に基づき、試行的に加害者プログラムを実施し、地方自治体で活用可能なガイドラインを策定することになっているが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、

加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきかについて、述べさせていただきます。

現状を御説明します。先ほども言いましたように、検討会の委員をさせていただいておりまして、最初に、内閣府が令和元年度から実施しております配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業の進捗についてお話しいたします。令和2年度は、広島県で実施した加害者プログラムの結果に基づいて、本年度、令和3年度ですが、今、広島県で参加者は2名だと思いましたが、熊本県で参加者が4名、長崎県で参加者が4名、この3県において任意の参加者を対象とした加害者プログラムを実際に実施しておりまして、その経過を見ているところでございます。本年度は、これらの結果を基にしまして、特に多機関連携の目的と意義や多機関連携の実現のためのケースワークなどを中心に、地方自治体が活用可能な基礎的なガイドラインを策定しまして、令和4年度に最終的なガイドラインの完成を目指して進めております。

次に、課題に入っていきますけれども、現在は、実際にこのように地方自治体で加害者プログラムを実施する中で、実施に向けた課題等の洗い出しを行っておりまして、その結果をガイドラインに落とし込む段階にあります。加害者プログラムの最終的な方向性は、令和4年度に完成するガイドラインの中に示すことになるかと思えます。現状を見てみると、今、実施団体をお願いするという形になっていますけれども、加害者プログラムそのものを運営できる実施団体がまずは少ないことと、実施されるプログラムそのものの質にも差があるのではないかとということもあり、ガイドライン作成後、例えば、すぐに全国一律で加害者プログラムを実施するには、まだ整理すべき課題が多いのではないかと考えます。令和4年度にガイドラインの完成となりますけれども、例えば、実施団体の育成やリスクアセスメントの作成などがうまくできないとか、加害者プログラムが実施できる環境そのものが整っていない可能性もあるかと思えます。そう考えますと、加害者プログラムを全国一律で実施するために必要な課題を再度整理しながら、実際に実施に向けての具体的なスケジュールを考えていくことが求められていくのではないかと思います。平成16年度に前回の調査研究事業を実施して、既に17年が経ちます。今回、私も委員をすることになりまして、久しぶりに加害者プログラムに関わった印象なのですけれども、これは私見なのですが、いわゆる「逃げないDV」などを想定しているものと思われるのですが、同居の参加者や、被害者、パートナーの勧めにより参加する人、当然参加する人の同意はあるということなのですけれども、こういう人も加害者プログラムの対象になってきています。平成16年度当時に実施したときの枠組みと少し変わってきている面もあるのかなと感じております。そういうことも含めて、今後、本格実施という形になっていったときに、改めて日本の加害者プログラムの目指すべき目的や理念も再確認しながらやっていく必要があるかと思っております。

結論としては、以上のことから、現状では加害者プログラムの実施に向けてまだ検討すべき課題があるということを考えると、早急に加害者プログラムを実施していくことは難しいのかなと考えます。現時点で規定を見直すべきかという問いがありますが、規定を見直すことはまだ時期尚早という印象がありまして、調査研究事業の結果を踏まえて検討していくことが適当ではないかと考えます。

続いて、2つ目の論点に移ります。保護命令制度において強制力のある加害者プログラムを実施するとしたらどのような改正が考えられるのか、その際、裁判で有罪が確定していない者に対して加害者プログラムの受講を強制することに問題はないかについて、申し上げます。法律の専門家ではないので、直接お答えできないことは御容赦ください。

まず、加害者プログラムの一義的な目的を考えてみました。加害者プログラムの究極の目的は、DV加害者が自らの行為を認識して責任を取っていくというところにあるかと思います。案外、この辺はいつも意識していないと優先順位が下がってしまう印象もあります。その意味では、加害者プログラムの最終的な形は、刑事司法の中に位置づけられることが望ましいのではないかと考えております。現実的に、今、DV加害者が、唯一自分がDV加害者として自ら認識せざるを得ない場面は保護命令でありまして、保護命令制度の中にDV加害者プログラムを位置づけることが望ましいのではないかと考えています。この議論は、平成16年度当時もされていた記憶がございます。保護命令制度の中に位置づけるとなると、関係省庁との調整が大分必要になってくるのではないかとすることは現在も変わらないのではないかと考えております。

その次です。加害者プログラムの効果について、少しお話しします。今回、このような機会をいただきまして、最近の加害者プログラムに関する論文を幾つか見てみました。平成16年度当時とあまり変わらないというか、加害者プログラムの評価は効果がある・効果がないというところでかなり分かれている感じはいたします。この結果は、恐らくそれぞれの論文の中で何をもちょうろ効果があるのかと考えていく基準にも大きく左右されているのかなという感じがします。例えば、本当に暴力の頻度が減ると効果があるという考え方もあるでしょうし、パートナーにきちんと尊敬の念を持てるようになることを効果があると考えたり、そういう基準によって大分変わってくるのかなと考えております。最近では、加害者プログラムにほかの犯罪で効果のあったプログラムを導入してみてもどうかという提案や加害者の類型のようなものも考えてその加害者の類型に合ったプログラムを提供していくというアプローチも見られておりました。今回、加害者に対して強制的に加害者プログラムを受講させることの可否について検討しているのですけれども、プログラムの効果が、強制的なプログラムを導入する積極的なエビデンスになるかということ、そこは難しいのではないかと印象を持っております。

参考につけておきました論文の中にあつたのですけれども、海外における任意の加害者プログラムの例がありましたので、ちょっとだけお話しして最後にしたいと思います。イギリスのProject Mirabelという加害者プログラムが載っておりまして、それはアメリカなどで行われている加害者プログラムとはちょっと違って、裁判所から命じられた加害者や、粗暴な人のような感じだと思ふのですけれども、極めて危険な男性とか、自分の虐待行為を否定し続ける男性を逆に除外して実施しているという内容です。参加者は当然自らの意思でプログラムに参加することと、その参加者がプログラムに参加中は、そのパートナー、被害者の方は地域の総合的な支援サービスにつながるという枠組みの中でやられているようです。地域でやっていくということがその中で書かれていたかと思ふます。このプログラムはサンプル数が少ないという指摘もされているのですけれども、一定の効果は示しているという結論になっておりました。Project Mirabelの参加者は、ちょうど現在日本で実施している加害者プログラムの参加者層と重なるところもあり、任意の参加者に対して実施する加害者プログラムを検討していくときの参考というか、一助になるかなという印象を持っています。Project Mirabelの全体像を私もきちんと把握していないので、今の程度しかお話しできないのですけれども、御参考までにお話しさせていただきました。

私が用意してきたのは、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問がございましたら、よろしくお願いたします。  
戒能構成員、どうぞ。

○戒能構成員 御報告いただきまして、本当にありがとうございました。

ずっと以前、千葉県と東京都でモデル的に試行したときにも関わっていらっしやったとお聞きして、その方がまた今回このように内閣府の事業に関与されていることは大変有意義なことだと思っております。

2つ、お聞きしたいのですが、今、広島、熊本、長崎でそれぞれプログラムを実施することのできる団体があるということで試行的にプログラムを実施し、その成果に基づいて最終的なガイドラインをつくっていくという事業になっていると理解したわけなのですが、現在、もしここでお話しすることが可能であれば、問題点、課題があったら教えていただきたい。また、それにどういうふうに対応していらっしやるかということが1点。

それと、保護命令に加害者プログラムを入れていくということなのですが、このときに、例えば、台湾なども保護命令制度の中にあって、かなり実績を積んでいると聞いております。1つは、台湾の場合は、家庭暴力罪と犯罪化されている、そういうことは必要がないのかということと、もう1つは、御報告の中で、プログラムの効果は強制的な受講の根拠とする積極的なエビデンスとはなりにくいとお考えになっていらっしやるとお話しくださったのですが、どういうエビデンスや根拠が求められるとお考えになっているか、その2点をお話しいただければと思います。

よろしくお願いたします。

○小西座長 ありがとうございます。

今、2つとおっしゃいましたが、基本的には、どんなことをやっているのか、保護命令に組み込む場合の問題、効果の問題と3つ御質問いただいたと思います。1番のどんなことということについては、内閣府でなさっていることなので、こちらでお答えしていただこうと思います。

○難波男女間暴力対策課長 内閣府でございます。

まず、実施で困難な点としては、それぞれの自治体で一番苦勞されているのは、現在も任意で行っているものでございますので、参加者をどうやって集めるかが苦勞されていると伺っております。そのほかにも、先ほど松野先生からもお話がありましたが、課題として、地域での様々な機関の連携の話や、加害者プログラムを実施するときの費用をどうするのかといったことが課題になっているところでございます。

○小西座長 それでは、松野先生にお返事いただければと思います。

○昭和学院短期大学松野教授 分かりました。

先ほどの2つ目の論点のところだと思います。加害者が自分のやったことをきちんと自覚できるということを考えていくと、戒能先生がおっしゃられたような、例えば、DV罪のような形できちんと位置付けられることがいいのかなとは思っています。もしかしたら同じことが児童虐待にも言えるのかなとは思ったりします。私は児童相談所で仕事をしている中で、DVも児童虐待も同じような図式なので、家庭内の暴力は深刻で影響が大きいという意味では、犯罪として位置づけながらやっていくことが、先ほどの加害者が認識するという意味でもいいのかなとは思っています。

次のエビデンスのほうは、強制的なものの根拠ですよ。何があれば今の制度の中で積極的に実施

できるのかを考えたのですけれども、今、なかなかぐっとくるものがないというのが正直なところでございます。申し訳ございません。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかには御意見あるいは御質問はいかがでしょうか。

手嶋構成員、お願いいたします。

○手嶋構成員 御報告をありがとうございました。大変勉強になりました。

何点か、教えてください。

まず、1点目なのですけれども、非常に課題が様々であることを1ページ目で御説明いただいたのですけれども、そのことについて、結論のところ調査研究事業の結果を踏まえ見直すことが適当であると書いていただいているのですが、課題で挙げられた様々な問題を解決し、実施が可能になるためには、何をどうすればよくて、一体それはどれくらい時間がかかるのか、どれだけ待たなければいけないことなのかというのが少し気になりまして、現時点でのお考えをお聞かせいただければということです。

2点目ですけれども、先ほども2ページ目の加害者プログラムの効果についてお話がございましたけれども、効果があるとか、ないとか、一般的によくそういうことが言われますけれども、効果がないと言っても0%ではないのですよね。私もいろいろ見ましたけれども、そのパーセンテージで出されたときに、何%以上であれば非常に効果があつて有用だと言うのかどうかとか、もちろん、その前提として、先生もおっしゃっていましたように、基準をどう設定するかによっても変わると思います。現在、日本の中でも様々な民間団体が加害者プログラムを実施されていて、その結果として、体験談とかを私も聞きにいったことがございますけれども、一定程度の方々がプログラムを受けることによって、自分の暴力行動、態度を変えることができたということをおっしゃっていて、一定の成果が上がっているのではないかと考えております。今日本で行われているプログラムについて先生はどのように評価していらっしゃるか、それが2点目の質問なのですけれども、その2つについてお聞かせいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○小西座長 それでは、松野先生、よろしくお願いいたします。

○昭和学院短期大学松野教授 1点目の御質問なのですけれども、今、民間団体に委託しながらやっていくやり方も考えているので、おっしゃるように、それを育てていくのかということについて、どれだけかかるのかというのは、正直、非常に時間のかかると言ってしまうと、そうだと思うのですけれども、そうは言いながらも、どこかで、うまい仕組みをつくるのが求められてくるのではないかと思います。ただ、幾つかの課題は長期的な時間が必要だということになれば、これはこれからの話になると思うのですけれども、今からどうするのか、いつまでに何をするのかといった、先ほどスケジュールという話をしましたけれども、そういうものを明確に出していくことが必要なのではないかと思えます。

民間団体の効果というお話なのですけれども、今回お示ししたのは、海外の論文はどうなんだというレベルで、結論というのは変ですけれども、効果があるという結論を出していくのはなかなか難しいのではないかと意味で両方が混在しているというお話です。自分も実際にやってみて思うところなのですが、日本ですと、今、RRPさんでやられているプログラムやawareさんでやられているプ

プログラムとか、多分大きいところではその2つかと思います。東京都でやっていたときは、今のRRPさんの母体になっているところがやっていたらよかったと思います。それが発展して、今、やられています。awareさんも、当時、実際の講座を見学させてもらいながらとても勉強させていただいたのですが、一定の効果はあるのではないかとはい思います。私がやった千葉県でも、特にいろいろな考え方、いろいろな認知のゆがみを取り上げながらやっていくのですけれども、そういうところで繰り返してやることで、いろいろと考え方を変えていく、価値観を変えていく、なかなか全てというわけにはいかないのですが、そういうところには一定の効果が見られてきていたのかなと思います。今、民間というか、日本でやられているものがうまく機能していないと言われると、決してそうではないと思います。多分これからいろいろとやっていくときに、例えば、こういう内容やこういうものはプログラムの中で扱ってほしいとか、そういう一定の基準や内容みたいなものはあったほうがいいのかなどは思ったりします。

以上でございます。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、柑本構成員、お願いいたします。

○柑本構成員 本日は、貴重な御報告をありがとうございました。

私は、プログラムを試行的にやられているときに千葉県にお話を伺いにいったことがありまして、もしかしたらそのときにお目にかかっているのではないのかなと。

○昭和学院短期大学松野教授 お目にかかっております。

○柑本構成員 そうですね。とても御苦労されているとお話しされていたことを鮮明に記憶しております。本当に当時はありがとうございました。

当時も、平成16年度に内閣府が配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に関しての留意事項を策定されていて、恐らくそれに沿った形でプログラムを実施されていたか、あるいは、それを念頭に置きながら千葉県でやられていたのかなと思いますけれども、今回もまたガイドラインを策定することになっていらっしゃるわけですが、2004年、平成16年度当時と今とでそんなに基準は違ってきているのでしょうか。そういうことをまずは1つ伺えればと思います。

それから、いろいろな形態の加害者プログラムがあると思うのですけれども、そんなに民間でやっていたらプログラムにばらつきや差があるものなのかということについて教えていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小西座長 お願いいたします。

○昭和学院短期大学松野教授 まず、最初のお話です。平成16年度のときは、確かに、ある意味、国というか、内閣府の基準があって、それに沿うような形でやったというのが実際のところですね。つまり、しっかりと基準を守りながら、基準の中でどうなのだろうかという話でやらせていただいたのではないかと思います。今回については、一応その基準もこれから見直すときのベースにはなっており、それをベースにしながらやる形になっています。そこからどのように変わっていくかはこれからかと思っています。内閣府さんのお考えもあるのかなと思います。

民間のばらつきは、逆に言うと、まだそんなに数を見ていないので、ばらつきがあるかというのはこれからなのではないかとは思いますが。今、そのばらつきがどのくらいかというのは難しい感じはしております。例えば、ばらつきという意味では、基になっているプログラムがあると思うのですが、それをいろいろとある種のアレンジを加えながら進めていかれているところは多分あるのではないかと思います。そうすると、当初求めていたものとやり方次第ではずれていってしまうとか、そういう側面はあるのかなとは思ったりします。

○柑本構成員 ありがとうございます。

先ほど手嶋先生がどのくらいきちんと整備するのに時間がかかるのでしょうかということをおっしゃっていましたが、そうすると、非常に両極端な思想というか、発想の下につくられたプログラムとかが幾つもあって、それを統一的なものに収れんさせていくというよりは、何かちゃんとした基準があれば、割と皆さんもそこを目指してプログラムを実施していくことができるという感じなのでしょうか。

○昭和学院短期大学松野教授 今おっしゃられたような基準みたいなものがあつたほうが、そこに向かって、皆さん、逆に修正をかけていったりすることにはなるのかなと思いますね。

○柑本構成員 確かに、アメリカなどでも、一定の質を保証して不適切なプログラムを排除するために、州が基準を定めて、それにのっとった形でということをやっているの、恐らくそういった基準はすごく大事なのだろうとは思っています。どうもありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

今、可児構成員からお手が挙がっていますが、申し訳ございませんが、時間の関係もあるので、可児構成員までということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○可児構成員 貴重なお話をありがとうございました。

2点ほど質問があります。

1つは、ガイドラインに関することです。DV防止法の中にも加害者プログラムを位置づけていくとすれば、当然任意で参加を希望する人ではなくて、保護命令等で強制的に参加させられるというか、参加したくないのにやむなく参加をさせられる人が対象になってくるのだと思うのですが、今回つくられているガイドラインは、そういった、強制的な、望んだ形ではない参加者に対するプログラムを想定したガイドラインになっているのかどうか、それを検討されているのかどうかというのが1つ目の質問です。

もう1点、効果に関連することなのですが、プログラム終了後の行動変容という意味合いではなくて、強制的に参加させられた加害者が、まさにプログラムに通っている期間、コントロールが効いている期間に暴力を振るうリスクを低減させる程度の効果は期待できるものなのかどうか。その辺りがもし分かれば教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○小西座長 今のガイドラインの問題と効果の問題ですが、前者のほうでまずは内閣府でお答えしたいことがあるということです。

○難波男女間暴力対策課長 内閣府でございます。

今、可児先生から御質問があつたガイドラインですが、任意の参加者を想定しているのか、強制的



に受けさせるものを想定しているのかということですが、今、広島、熊本、長崎で行っているのは、任意での試行実施という形で行っています。その結果に基づいて、本年度、基礎的なガイドラインを策定することにしておりますので、ベースになるのは任意になるかと思いますが、その点はまた加害者プログラムの検討会などでも、強制する場合にはどうする必要があるかといったことを、さらに、来年度以降、本格的なガイドラインにしていく際には検討が必要かと思っております。

○小西座長 松野先生、何度も止めてしまいまして、すみません。よろしく願いいたします。

○昭和学院短期大学松野教授 とんでもございません。

例えば、プログラム実施中に何もないかと言われると、恐らくそれはあるという想定で、全体の仕組みをつくる必要があるのではないかと思います。パートナーの方の安全をどのように確保していくのかについて、加害者プログラムの中では一番力を使うと思います。プログラムを動かすことと、その向こう側にはパートナーがいて、パートナーの支援やパートナーの安全をどうやって守っていくかが重要になってくるので、今回も多機関の連携という話がすごく出てきているわけなのです。例えば、プログラム中に何かあった場合に、どの機関がどういうふうに関わるのか、その辺りが重要だという認識を私は持っています。今の検討会の中でも優先度が高いテーマかなと思います。

先生の御質問ですけれども、プログラム中、抑えられるか、効果があるのかどうかというのは何とも言えないですが、やる側とすれば、そういうトラブルがあることを想定してやるし、そのときにどうやってすぐにパートナーの安全を確保できる体制を取れるのかということが重要になってくるのではないかと思います。

答えになっているか。すみません。

○可児構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、時間も超過しておりますので、まだ御質問がある方はあるかもしれませんが、次に移らせていただきます。次に、NPO法人DV防止ながさき中田理事長から、DV対応と児童虐待対応の連携について御意見を伺いたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○NPO法人DV防止ながさき中田理事長 皆様、今日は貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

DV防止ながさきの中田と申します。

資料をたくさん用意してしまいましたが、論点に直接関わりのないところもたくさん書いております。なぜかといいますと、私たちは支援を17~18年やっておりますが、子供に焦点を当てて活動をするようになったのはこの10年前ぐらいからです。長期的に、1人の方、1家族の子供たちに長く関わって初めて、子供自身が「被害者」なのだということがはっきり見えてきておりまして、そういう状況をお分かりいただくために細々と資料を出させていただきました。

次をお願いします。要所だけ説明してまいります。当団体は、2003年から活動を始めておりまして、2004年から予防教育を始めています。2012年から、県の委託事業として一時保護所、県のシェルターを退所した方たちの中長期支援を始めております。1つは、ステップハウスでの1年間の滞在、日常的な支援、それから、自立支援事業といいまして、一時保護所を退所した後、必要に応じて何年かも

関わるということをやっております。

次をお願いいたします。DV支援に必要な体制は、皆様に御議論いただいているところなのですが、いろいろな面があると思います。初期の相談から、被害後の中長期支援、加害者対策、予防という部分があると思いますが、今日は主に2)の「②子どもと母親の傷つきの回復支援」をお話ししたいと思います。

次をお願いいたします。長崎県のDV対策を少し御理解いただいた上で、私たちが何をしているかを分かっていた方がいいと思います、この図を出しております。真ん中の黄色い部分です。配暴センターで一時保護をされた後に、ステップハウスや個別のアパート等々にいる方への自立支援事業ということで、私たちが委託を受けて支援をしているところです。そのほかにも、予防教育をやったり、子供への心理ケア、母子並行プログラムといいますが、そういうものをできるだけやっています。

次をお願いします。ステップハウスは、県の一時保護所を退所した後に最長1年間滞在できるアパートのようなところなのですが、子供たちが通学したり、通園したり、本人の就労も可能な施設となっています。スタッフが、日中、平日常駐をして、日常的にいろいろな同行支援や相談、弁護士事務所、裁判所、病院、子供たちの学校への同行などもやっています。次の引っ越し先が見つかるまで支援をする。今まで10年間で延べ73世帯ぐらいを支援しています。メリットは、スタッフ常駐の効果が大きくて、毎日顔を合わせて雑談もできるということで、子供の把握がとても容易だということがとても大きなメリットだと思っております。子供にとっても、母親以外の信頼できる大人が日常的にそばにいるというのはとても大きいメリットです。

次をお願いします。もう一つ、自立支援事業をやっていますが、これは個人差がとても大きい。数か月で終わる方もいれば、7～8年も関わっている方もいるわけで、支援者と専用携帯でつながって、夜間、土日でも連絡、相談が可能という状況で支援をしています。本人の求めに応じて支援で関わるために、関わり方には限界があって、いろいろな手続の遅れとか、子供の引きこもりとか、トラブルへの迅速な支援が、向こうから訴えがないとなかなか分からない。訪問だけでは分からない。特に学齢児は学校に行っているんで、なかなか私たちと顔を合わせてじっくり関わるのが少ないので、なるべくいろいろなイベントをやったり、学習支援をしたり、お母さんと子供で参加できるということを努力しているところです。

次をお願いします。「子供が被害者」だという意味は、当然児童相談所等々でいろいろなことが法律にも書かれているのですが、私たちが本当に実感している、子供が日々DV家庭の中に、毎日、365日、24時間いるというのはこういうことなのだと、いつも思っています。子供たちは、自責感も強い、不安にさいなまれている、葛藤も多い、混乱もする、そして、秘密を抱えて孤立して、誰にも守ってもらえないという気持ちで、24時間、毎日、逃げて来るまで過ごしているという負担の大きさは想像を超えていると思っております。

次をお願いします。中長期で見えてくる支援の中で、本当にたくさん課題があるのですが、親からも子からも、エネルギーを奪うというのが暴力の結果です。ですから、再スタートがとても大変だということがあります。3つ目の・(ポツ)ですが、避難後の母親の落ち込みとか、子供の葛藤の表出、きょうだい間のあつれき、暴力、母子間の暴力、ネグレクト、ということで虐待リスクも高くなりますし、こういう問題が、支援期間が長くて、支援者との長期的な関わりがないと見えづらいというの

が大きな課題だと思っています。特に4つ目の・(ポツ)ですが、加害者の重しが取れたことで、これまでその子供に隠れていた課題が表に出てきて、きょうだいの不仲とか、いろいろな問題が出てくるのですが、母親も暴力で傷ついていますので、対応する余力がないというのが現状だと思います。

次をお願いします。子供の支援でどんなことが必要かということですが、面前DVで児相へ通告はされますが、今の児相の状況で、児相がこういう面前DVの全てのケースに継続的に関わる余裕はないです。だけれども、解決方法を暴力にしか見いだせない子供やいろいろな子供たちがたくさんいるのが現実だと思っています。一時的に子供の保護が必要であっても、現状の児相の一時保護だと、虐待、性虐待や性非行での保護、万引き、いろいろな非行で、親の都合といったいろいろな状況の子供たちが共同生活になっていて、子供たちの不安が非常に大きく、DVの子供たちをそこに保護することへの悪影響もあると私は感じています。子供・親双方に児相の一時保護への偏見が残念ながらあるところで、これには児相の環境整備とか、人手の充実が本当に欠かせないのだと思います。最後の・(ポツ)ですが、母子双方への心理教育の継続的な必要性を痛感しています。母子並行プログラムを何年間かやってきていますが、子どもが自分だけが暴力被害を受けているのではない、仲間がいるとか、自分が悪いから暴力が起きたのではないとか、暴力以外の選択肢もあるのだとか、いろいろなことを学ぶ場としてとても有効なプログラムだと思っているのですが、実際は、学校とか、お母さんも就労で忙しいという日々の中で、定期的にグループ活動に親子で通ってくる時間の確保が非常に難しいというのがありますし、実施団体側も、外注やスタッフの確保とか、予算とか、いろいろなハードルが高いのが現実で、母子支援は大変です。

次をお願いします。3番目、これも支援をしてきて感じることなのですが、子供たちはいきなりそれまでの環境から引き離されてきているわけです。避難や離婚に納得がいかない子供も当然いるわけですし、安全のための措置であっても、結局、あれを言うてはいけない、ここにいることを言うてはいけないとか、秘密を抱えること自体への不安や不満が子供たちにはたくさんあります。転校した後に、なじめないし、当然、後ろめたさ、恥ずかしいということを感じているので、どこから来たのとか、何で引っ越したのとか、子供同士の何げない会話が結果的に子供を追い込んで翌日から学校へ行けなくなったり、不登校によって学習が遅れたり、それで悪循環で学校に行きづらくなるとか、生保家庭等の学習支援も行われていますが、なかなかそこに出かけていけないということもあって、学習支援の個別の必要性も感じているところです。これは一つの例ですが、学校や保育園で作品が上手で展覧会に選ばれても、目立つのが怖くて出展をやめたり、部活で活躍したら新聞に載ったりテレビに出してしまうのでこれも大変とか、学校や保育園のホームページ、卒業アルバムの写真をどうするかとか、本当に細かいことに気を使わねばいけない日々がずっと続いている。それがまた子供やお母さんの負担になっているというのが現実です。

次をお願いします。今度の論点の中にありましたDV被害者支援と児童虐待の担当の連携ということなのですが、情報共有や合同ケース会議の必要性を感じています。子供がケースにいるときに、女性支援担当と児童支援担当の情報共有は必須だと思いますし、ある程度、なされているとは思いますが、目立った虐待などがなければ、結局、DVの一時保護、シェルターでの一時保護では、児相の継続的な関わりはほとんど現状ではないです。シェルターの一時保護を退所した後の児相の訪問もほぼされていないのが実情です。それだけのゆとりは現場にないです。児相がたとえ関わったケースでも、

一定期間、問題がなければケースは終結となってしまっていて、訪問もないですし、中長期に関わる体制にはなっていないという人的な限界が見えると思います。児相が母親へ聞き取りをすると、どうしても子供の安全という視点での聞き取りになるので、母親は批判されていると受け取りがちで、女性相談として聞き取る事項も多いですし、この辺りはもう少し連携をしていって情報共有と役割分担をしていくのが必要かと思います。今まで被害者女性の同伴児という位置づけで来たわけなのですが、子供たちは先ほどから述べておりますように、「実際に被害を受けたり、暴力の影響を受けて、長期間にいろいろな影響が出ているので、そういう長期的な見守りと積極的なケアが必要な子供たちである」という位置づけが必要ではないかと思っております。

次をお願いします。面会交流のことをあえて書かせていただいたのは、私が言うべき論点ではないのですが、どうしても申し上げておきたいと思っております。面会交流は、現状では、結局、「虐待被害者」という認識が乏しいために、子供の福祉、親に会うことが幸せという価値観で進められてしまうところが現状です。仲介機関があるかということ、例えば、FPICは九州には福岡しかありませんし、基本的に1年しか使えない。ほかの民間団体もできていますが、いずれにしても費用もかかるし、1年程度となっています。実家などが仲介できないということもあり、子供から居場所がばれるといったリスクを考えると、恐怖があって、安心して交流させられないというのが現実です。ですから、私たちの、本当に日々の希望としては、家庭裁判所で面会交流を進めるのであれば、家庭裁判所の関与とか、安全な面会方法、安全な場を制度として確立してほしいということを、切実に望んでいるところです。

次をお願いします。母子支援の仕組み自体が足りないのが、被害者としての子供を守る仕組みが少ないと思っております。本当はもっと母子生活支援施設がたくさん整備されて、そこに十分なスタッフがいて、子供の母子の心身の支援ができればいいのですが、なかなかそうはなっていないのが現状だと思います。また、生活保護や子育て支援の担当者との連携も、本人が相談をしない限り、課題が共有されないでばらばらになっているところが現状だと思います。ですから、DV被害の母子も含めてプライバシーが守られた上で、いろいろな支援が受けられるような居住できる場所がもっと各自治体に増えるためには、どういう法整備があるといいのだろうかというのが、私がいつも疑問に思っているところです。

資料はこれで最後です。子供をDVの「被害者」として位置づけて、支援対象として扱う必要があるのですが、それは児相だけではできないことで、また、来所相談が中心の女性相談でも難しいところだと思っております。そこをどういうふうに法律の中で位置づけていったらいいのか、私自身もよく分からないのですが、例えば、現状ですと、要対協にかかったケースのみを私たちも情報共有をさせていただきます。ほかのケースの場合は、本人の了解を得た上で、我々NPOが多機関と情報共有をするという状態で、なかなかもどかしい思いをしているところが多いと思っております。今、子供については、接近禁止命令の保護命令の対象としては措置されているのですが、本当に「中長期的に支援をすべき被害を受けた者」として、位置づけていくということが必要なのだと思っておりますが、具体的にどの法律をどうすればいいのか、正直に言って、私にはなかなか分からないところです。新しい枠組みが必要なのだろうと思っておりますが、子供のケアをしなければならない、それは誰がすべきなのかというところを明文化していく必要があるのではないかと思っております。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、ちょっと時間が押していますので、お1人かお2人、ありましたら、どうぞ。

柑本構成員、どうぞ。

○柑本構成員 貴重なお話をどうもありがとうございました。

最後にお話しされていた、要対協にかかったケースのみそちらの団体にも情報が来て、でも、それだけなので非常にもどかしいという点について質問させて頂きたいと思います。現在では、そんなに多いのかどうか分かりませんが、要対協の中に配暴センターも恒常的な機関として位置づけているような市町村とかもあるみたいなのですけれども、長崎ではどのような形でそちらの団体が位置づけられていて、この要対協にかかったケースのみ情報がもたらされるというのは、一体どのレベルの会議でなのか、代表者会議でなのか、実務者なのか、それとも個別ケース検討なのか、そこら辺のところを詳しく教えていただけるとありがたいです。どうぞよろしく願いいたします。

○NPO法人DV防止ながさき中田理事長 ありがとうございます。

今の場合、要対協がかかるケースは、子供に何か問題があった場合、その子供に関わっている機関、婦人相談所、配暴センター、児童相談所、病院、学校関係、NPO、場合によっては生活保護のワーカー、市町の子供・子育て担当（そこがいつも要対協の提案者となって企画します）、私たちがそのケースに関わっていれば、参加が求められ、その中で情報共有ができるので、それは非常に助かっています。要対協がないケースでも、私たちが必要に応じて、例えば教育委員会に行くということもあります。一番壁が高いのは児相で、児相と直接私たちがやり取りをするのは、なかなか守秘義務がありますので、要対協にかかっているケース以外は難しいというのが実感です。お答えになっているかどうか。

○柑本構成員 どうもありがとうございました。

○小西座長 続きまして、戒能構成員にお願いしたいと思いますが、手嶋構成員、もしよろしければ、質問は文書の形で出していただけたら、またお答えもいただけるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○手嶋構成員 承知しました。

○小西座長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○戒能構成員 長崎県は、資料の中にもありましたように、長崎モデルと言われて、一つの建物の中に女性、子供、障害の方の支援センターがあり、総合的な支援を目指している非常にユニークな試みをやっているんですけど、その中でも児相との連携が難しいというお話がありました。ないのが、学校教育との連携だと思うのですけれども、そういう仕組みをつくってもなお児相との連携が難しい点は、どの辺にお感じになるのか。実際に子供が被害者であるということは中長期に支援して初めて分かってくることなのだという言葉が印象的だったのですが、連携が十分な仕組みまではまだ総合的には築かれていないという理解でよろしいでしょうか。

○NPO法人DV防止ながさき中田理事長 そうですね。以前と比べて、戒能先生がおっしゃったよう

に、全部の組織が1つの建物になって、10年以上になり、児相と婦相の連携はよくなっていると思います。民間である私たちと児相のかかわりはまだ難しいところもあります。教育委員会、スクールソーシャルワーカーなどがいるところと、要対協があれば、私たちも連携ができる。それ以外でも必要であれば個別に行って連携をしているという状況です。日常的にどこまで本当に有機的につながるか、それぞれの機関がものすごく忙しいので、限界がある面もあると思います。

○戒能構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

松野教授、中田理事長におかれては、御対応は以上でございますので、ここで御退室いただきます。貴重な御意見をありがとうございました。

(昭和学院短期大学松野教授、NPO法人DV防止ながさき中田理事長 退出)

○小西座長 それでは、残りの時間で、前回のように意見交換に移りたいと思います。前は、論点2について御意見を伺いましたので、今回は論点3～6について御意見をいただければと思います。

なお、11月5日、来週に予定しております第6回では、論点全般について改めて御意見をお伺いする予定です。論点について、これまでの議論を踏まえて追加がありますので、まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 資料3でございます。主な論点をまとめたものですが、その14ページになります論点6の③として、戒能先生、先日ヒアリングを行いました被害者の方からの御意見を踏まえて、配暴センターへの相談をきっかけに、生活再建につながる仕組みを構築できないか、また、民間支援団体との関係を支援体系の中に位置づけるべきではないか、これらについて基本方針などを活用することが考えられないかということ論点として追加しております。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

本日は、今、ちょうど見ていただいたように、論点が非常にたくさんありますので、恐れ入りますが、できるだけ簡潔に御意見をいただければと思います。また、本日で間に合わないものについては、また文書で御提出いただければと思っております。

まず、論点③、現行法に基づき試行的に加害者プログラムを実施し、地方自治体で活用可能なガイドラインを策定することとしていますが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきか、もう一つは、保護命令制度において強制力のある加害者プログラムを実施するとしたら、どのような改正が考えられるか。その際、裁判で有罪が確定していないものに対して、加害者プログラムの受講を強制することに問題はないか。この2点について、御意見をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

柑本構成員、お願ひいたします。

○柑本構成員 加害者プログラムを、有罪が確定していないものに対して、受講強制することに問題がないのかという点について、意見を述べさせていただきたいのですけれども、それは結びつけなくても義務づけることはできるだろうと考えます。実際に、プログラムというわけではないですが、有罪でもないものに、裁判所が、例えば、医療を義務づける制度として医療観察法の入院や通院命令というものがあります。命令が出されているものの中に、若干名は確かに有罪で全部執行猶予等を受け

た者もいますけれども、そのほとんどは不起訴処分になっている人たちです。保護命令は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために課すものであって、制裁ではないわけですね。加害者プログラム受講命令も、接近禁止命令も退去命令も、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための手段であって、趣旨という点では同じだと考えています。ただ、効果の点で命令によって直ちに接近禁止や退去命令のように暴力を防止することができるか、あるいは、加害者プログラムのようにある程度時間を要するのかといった違いは存在するかもしれません。しかし、例えば、加害者プログラムを課すに際していろいろな手続的な配慮をするということは必要かもしれませんが、絶対にできないという結論には至らないように思います。ただ、命令違反の際に、被害者に及ぶ危険性の程度に関しましては、接近禁止や退去命令、加害者プログラムの受講命令といったものの間に濃淡があることは間違いがなく、そうすると、違反に対して全く同じ刑罰を科すことにするのか否かというのは、一つ検討の余地があるだろうとは考えています。

命令を出すに際して、現在では、口頭弁論または相手方が立ち会うことのできる審尋の期日を経なくてもできる場合もあるとなっていますけれども、例えば、それを必ず経なければいけないという形にするという配慮も必要かもしれません。

それから、地域での監督機関として、何らかの制度を設けなければいけないということもあるかもしれません。しかし、いずれにしましても、原理的に保護命令として加害者更生プログラムを設けられないことにはならないと思います。

以上です。長くなりまして、すみません。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかには御意見はいかがでしょうか。あるいは、今の柑本構成員の御意見に関する何か御意見があれば伺いたいと思います。

今のところは伺ってというところで、また皆様にお考えいただくということかと思えます。

それでは、御意見は後日、また御提出をお願いするというところで、次に、論点4の①に行きたいと思います。DV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について、新たな規定を設けるべきか、新たな規定を設けるとしたらどのような規定が必要と考えられるかについて、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、戒能構成員、お願いいたします。

○戒能構成員 ありがとうございます。

新たな規定を設けるべきであることは皆さんも共通ではないかと思うのですが、どのような規定が必要かというところは難しいところかと思えます。その際には、いきなりそこに答えるということではなくて、例えば、先ほどから出ております要対協の問題ですけれども、必ずしも婦人保護事業、女性相談センターや婦人相談員の参加が義務づけられているわけでは、今、制度的にはありません。

それから、2番目に連携の困難さという現状をまずはきちんと見るべきだと考えております。そもそも児童虐待あるいは児童福祉とDV防止とは制度の理念が必ずしも一致するわけではないということですね。家族再統合と、他方は家族からの離脱ということによって新しい家族をつくっていくという大きな違いがあって、その理念問題をその中でもどう調整できるかということが困難の一つだと思います。

様々な困難があるというのは御存じだと思いますが、特にDV対応の側に児童虐待がなくても、子供の問題について連携する点について制度的な限界があることは、論点の8ページにも1つ載っております。それに付け加えるならば、現行では、18歳、19歳問題という若年女性の問題があることです。さらには、18歳未満は児童福祉の対象なのですが、妊娠・出産の問題などがあつたときは、婦人保護事業が対応しているという現状があります。そのときに壁になるのが民法の親権の問題です。婦人保護事業の側は、親権者に対応する権限を持たないとか、そういう制度的な壁もあるということを引きちんと一つ一つ情報共有からまず始めて、解きほぐしていくことが必要なのではないかと考えております。一方で、情報共有の仕組みをつくる、担当者間の交流や一緒にケースに対応するとか、研修を一緒に受けるとか、支援のフローチャートと一緒に作成するとか、様々なことが考えられる。それを基にして、どういう抽象的な規定にするかということを考えていくのかなと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

柑本構成員、どうぞ。

○柑本構成員 何度も申し訳ありません。

情報共有ということについてだけ、意見を述べさせていただきたいと思います。DV法を見ますと、このDVの被害者の方たちの支援をする組織に情報を求めることができるというか、情報を提供してもらうことができるといった規定はないのですね。主体的に要求していただくという規定がなくて、そういうものを考えますと、例えば、先ほど言っていました要対協に関与しているのであれば、要対協の中で、そこにいる団体の人たちとは情報共有を図ることができるわけですが、自分がこの情報が欲しいと思ったときに、他機関に主体的に働きかけて、確実にそれがもらえるといった仕組みにはなっていないように思います。児童虐待に関して言いますと、要対協の規定もありますし、それ以外に児童虐待防止法13条の4に、資料または情報の提供という規定もありまして、児童相談所長等から児童虐待に関して児相等の情報提供を求められた場合に、一定の要件の下にこれを提供していいという規定なのですけれども、要対協の規定とともに、これが情報を収集する上で非常に大きな手段になっているということはよく聞きます。ですので、こういった規定をDV法の中にも支援のために設けるということは1つ考えてもいいのではないかとと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございました。

ほかにはございますか。

それでは、次の論点に行きたいと思います。論点4の②ですね。子供について、接近禁止命令の対象として措置されているが、それ以外に、子供を被害者として位置づけていくべきかどうか。位置づけていく場合に、法律上、見直しが必要なのはどのような点かについて、御意見を伺います。いかがでしょうか。

特に今、御意見はないということでもいいでしょうか。いろいろな御提案などをいただいておりますので、皆さん、頭が今のところはいっぱいかもしれません。

戒能構成員、どうぞ。



○戒能構成員 ありがとうございます。

先ほど、この点については、中田さんが十分お話ししてくださったとおりでとれます。これは面会交流の点にも関わる点なのですが、子供の意見表明権とか、子供の意思の尊重とか、そういうことも同時に単に対象とするだけではなく、考えなければいけないと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

それほど具体的な御提案ができるわけではないのですが、子供を被害者として位置づけなければいけないということは、既に様々なところで被害の実態として報告されているところを考えますと、当然のことではないかと。今からまだ議論をしなければいけないことだろうかと思っております。具体的に何か見直しが必要なことがあるのかということになりますと、私もすぐ答えることができないのですが、論点①との関係で子供をDVの被害者として位置づけることによって、情報共有や先ほどからお話がありました多機関の連携についても、かなり変わってくるのではないのでしょうか。DVと虐待を包括的に扱う制度が整っていく大きな契機になるのではないかと思ったりしますので、子供を被害者として位置づけていかなければいけないということは、非常に重要なことではないかと思っております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、次に参りたいと思います。次に、論点5です。DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を現行の2か月から6か月や1年に延長すべきかということですが、これについて御意見をいただきたいと思っております。

ほかに御意見のある方はいかがでしょうか。

可児構成員、どうぞ。

○可児構成員 この論点について、退去命令の期間が2か月というのが、今、非常に使いにくい期間になっていますし、逃げないDV被害者対応ということを考えるのであれば、当然期間の延長は必要だと思います。一方で、逃げる、避難するDVの被害者が使えるという意味での退去命令も必要かと思っております。避難するための荷物を運び出すとか、そういう意味合いですが、退去命令を、1つの種類ではなくて、長期の退去命令と短期の退去命令の2つに分けるとか、そういった形がいいのではないかと、しかも、短期のものに関しては、2か月も要らなくて、2か月があることによって裁判所が退去命令に慎重になっている面もあるので、そちらはもう少し短い期間の退去命令の形も考えていいのではないかと思っております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞお願いいたします。

○深見構成員 深見です。

退去命令を6か月や1年に延ばすことについて提案がありますけれども、これについては慎重に考えるべきではないかと考えています。それをやることによって、今も言われましたけれども、もともとかなり早く判断するようにしているのですね。具体的な権利関係とかを確定しているわけではありませんので、この6か月や1年に延ばすこと自体については、現行法を前提にする限りは慎重になるべきだと思っています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、戒能構成員、お手が挙がっております。いかがでしょうか。

○戒能構成員 ありがとうございます。

これは退去命令期間の話だけでは終わらないわけですし、むしろ支援と保護命令の両輪ということがどうしても必要になります。期間の問題も含めて、保護命令も不十分だし、支援も極めて不十分だというのが日本の現状で、その中で動かなければいけない。ですから、逃げないとか、逃げられないという問題が出てくるし、どんな選択をしても安全が守られるような制度をつくらなければならない。この点については、ここでは、そういう視点が必要だということだけ申し上げて、新たに論点が変わりましたので、そのときに皆さんと議論できればと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、手嶋構成員、お願いいたします。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

今、戒能構成員がおっしゃったこととも重なることなのですけれども、退去命令、特に退去命令の期間の延長に関しましては、それだけやっても特に何か被害者の方たちにとってプラスになるかどうかというのは、もちろんケース・バイ・ケースですけれども、なかなか言い難いところがあるかと思います。現在の保護命令の枠組み自体が、本当の意味での被害者の安全確保にどれだけ資するものになっているかということは、非常に疑問が各方面から出されていますし、現に、支援者、当事者の方の声もありますし、研究者からの指摘も都度行われてきたところでございますので、今、戒能先生が支援のことを言ってくださったのですけれども、支援と加害者対応とセットにして考えて初めてこの退去命令と接近禁止命令が効果を発揮するものであらうと思います。退去命令の場合は、被害者が自宅に居住を続けることができるというもちろん大きなメリットはあるわけですけれども、その分、被害者がどこにいるかということが明々白々なわけですから、加害者からの追及を非常に怖れられることになるわけです。それを本当に防ぐことができるのか。自宅に居続けながら本当の意味で被害者の安全を確保することができるのかということが実現されなければ、単にそれが6か月、1年と延長したからといって、現状にあまり変わりはない、お使いになりたいという方がどれほどこれから増えるかは分からないかなど。可児構成員がおっしゃったように、それこそ引越しのためとか、そういうことで使われていくことは今後もあると思うのですけれども、長期化したときに、ずっと逃げないでその住居に住み続けられるのか、そういう選択肢が将来的には設けられるべきだとは思いますが、今、何も加害者対応もない、支援も不十分という現状で、退去命令の期間だけを延長することが果たして有効なのかどうかということは、慎重に検討すべきではないかと思っています。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

それでは、次々に論点が出てくるので頭がいっぱいになっているのですが、今日は取りあえず全体について御意見を伺いたいと思っております。

次に、論点6の①ですね。交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについて、法制度に組み入れるべきか。また、論点6の③、被害者が自立して生活することを促進することは、配偶者暴力相談支援センターの重要な業務の一つであり、被害者の配偶者暴力相談支援センターへの相談をきっかけに、生活再建につながる仕組みを構築できないか。また、民間支援団体との関係を支援体系の中に位置づけるべきではないか。これらについて、基本方針や都道府県、市町村計画を活用することが考えられないかという点について、御意見をお願いいたします。

戒能構成員、お願いします。

○戒能構成員 また発言させていただきます。

論点②に移っていただきたいのですが、これは事務局にお伺いしたいのが、どこから出てきたか。それから、その理由ですね。例えば、一時保護では児童福祉法との関係で出てきているのか、どうして突然こういう論点が出てきたのかよく理解できないものですから、これをまずは事務局から御説明いただきたいと思います。

論点③については、後で申し上げます。

○小西座長 今の御質問について、事務局からお答えをお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 戒能先生の御質問の件は、13ページの論点②のところかと思いますが、この点につきましては、国会議員の方から、一時保護の際に何の判断もせずに受け入れているということが、問題ではないかという御指摘をいただく場面もございますので、そういったところから、今回の論点として、御専門の方の御意見を伺いたいということで、追加をさせていただいているものでございます。

○林局長 男女共同参画局長でございます。若干補足をさせていただきます。

一部の国会議員の間に、いわゆる虚偽DVというものがあるのではないかという議論があります。これは、DVと称して一時保護をしてもらい、そこで離婚を有利に運ぶために弁護士の方の助けを借りて、子供の親権の議論の際にも有利になるようにするために、一時保護の制度を使っている人たちがいると主張している人たちがいらっしゃるということでございます。この虚偽DVの被害者とおっしゃっている、主に夫なのですが、その虚偽DVの被害者だと言っている夫たちの声を受けて、その国会議員の先生方はこの点についてもDV法を改正するのであれば議論すべきであるという御指摘をされています。

私としては、きちんとDV法の改正を進めていくためには、どんな論点も一度は必ず俎上に上げなければいけないと思っております。DV法の専門の先生方から、お考えをいろいろときちんと専門のお立場から伺うのが私どもの義務と考えておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○小西座長 どうぞ。

○戒能構成員 よく分かりました。いろいろなところで虚偽DVやDV冤罪論とか、しょっちゅう出て

くるわけですね。しかしながら、大阪と福島のDVセンターの所長のお話を聞いたときも分かったと思うのですが、あるいは、厚生労働省の統計を見てもすぐ分かることなのですが、むしろ一時保護はハードルが高くて、本当に必要な人でも入りにくい、入れないというのが現状なわけですね。支援している婦人相談員の方も民間支援団体も異口同音におっしゃるのは、今の措置制度の下での一時保護入所基準の地域格差やきちんとした基準がない中で、むしろ一時保護にどんな人でも受け入れるというほうがむしろ大事なのではないか。そのことによって危険を回避するという実情がどうも伝わっていないということだと思いますので、もちろんどんな論点でも一度は俎上に上げるということは賛成いたしますけれども、これについては全く必要がないし、司法機関が審査することが可能なのかということも考えなければいけないわけですね。司法的なジャッジをするところではないわけですから、ともかく安全を守る、危険を回避するということが一番の目的ですから、その虚偽DVかどうかというのは、後々分かることなのですね。そういうことをどうぞ内閣府としても国会議員の方々にも実情と真の目的をお話しいただいて、御理解いただけるように御尽力いただければと願っております。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 児童福祉法により児童福祉施設に入れる場合、親の意思に反するときは裁判所の承認が必要ですが、一時保護の制度は、入る方の意思があつて入所されるので、そこに司法判断を入れるというのは、あり得ないのではないかと思います。本人の自由意思で入るわけですから、そこについて司法判断を入れるというのは必要がないと思います。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 今、お2人の先生方がおっしゃったことに、賛同いたします。先ほど戒能構成員もおっしゃったように、虚偽DVの主張はいろいろなところで言われております。一時保護をすることによって、本当はDVではないのにその後の様々な離婚手続あるいは子供の親権等々で有利に運ぶということについては、エビデンスに基づいた議論が必要でそれがない以上、一時保護の判断に裁判が関与する必要はないと考えております。

ありがとうございました。以上です。

○小西座長 ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

よろしいですか。

こういう御意見にもさらされるというのが現実だと思いますので、そこはちゃんと意見を述べていただくことが大事かと思っております。

○林局長 本当にありがとうございます。

○小西座長 それでは、今、むしろ6の②について御議論いただいた形になりましたけれども、もう一回戻って、6の①と6の③について、御意見がありましたらお願いします。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 論点①の議員立法による制定・改正時の議論として御紹介いただいているところに、

下線が引かれているところ、3つ目の議論ですかね。婚姻に伴うしがらみのない恋人については、自己決定権も奪われた“囚われの身”とは言えないのではないかということが書かれていますけれども、たとえ同居している状態でなくても、デートDVの暴力による支配は夫婦間のDVと同様に非常に強力なものがありまして、そこから被害者が離脱するというのは物すごく困難です。その辺りのDVの実態を十分に御存じのない方の御意見かと読ませていただきました。

ですので、年齢や状況によって、被害者の方たちの心身の状態も千差万別でございますけれども、被害者の方たちは、加害者の力による支配によって、自己決定権が一時的に奪われてしまっている状態におかれているということ、それこそが被害の本質であるということが、何十年もの研究調査の結果として明らかになっています。だからこそ国として介入していかなければいけないのだという視点に基づいて考えますと、デートDVも法制度に組み入れていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

戒能構成員、どうぞ。

○戒能構成員 ありがとうございます。

今日新たに組み入れられました論点③について、簡単によろしいでしょうか。

これは、DV法が制定されたときに、御存じのように、保護命令が中心の立法でした。DVセンターについては、機能を3条に列挙されたもののうちのの一つでも果たしているならば、DVセンターとして認めるという考え方であって、制度をスムーズに出発させたいという議員たちのお考えがあったのだと思います。さらには、DVセンターの被害者支援については、御存じのように、婦人保護事業の転用という形で、既にある婦人相談所の一時保護所を使う、あるいは、婦人相談員を活用するという組立てになっています。支援という概念がもともとない売防法の下での婦人保護事業を使っているところに矛盾が生じて、限界だというので、婦人保護事業自体の抜本的な組み直しが、今、議論されようとしているところですが、しかし、DV防止法第3条の配暴センターの業務あるいは権限を婦人相談員も含めて見直す必要があるし、民間支援団体は全くのDV法の支援体制の枠外なのですよね。財政支援をするとか、調査研究をするとか、その程度なのですよね。しかしながら、地域的な偏在はあるものの、これは欠かせない社会資源として、様々な活動を展開している。ですから、行政と民間とが、児童虐待だけではなくて、ここでも連携しないと、本当に求められる被害者支援ができないのではないかと、いうところまで来ていると、私は個人的には考えております。第2条の基本計画や基本方針にも保護としか書いていないわけですね。支援という言葉を明記して、第3条を全面的に組み直すことを、婦人保護事業の改正とは別に、DVの問題として、きちんと行うべきだと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

そのほかに、例えば、この6の①、②、③などに関して、御意見はございますか。

深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 6の論点①なのですけれども、交際相手からのデートDVについて、どこまでのことをここでやろうとしているのか、具体的なイメージが湧かないのではないかと思います。平成25年

の改正を超えて、どこまでを保護対象にするのか、保護対象を広げることによってDV保護法の理念とそごをしてこないかということに危惧しますので、どこまで広げるのかをある程度具体的に議論してからいくべきではないかと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

それでは、この6の①に関して、林局長から御意見をいただきます。

○林局長 ありがとうございます。

大変貴重な意見を多々頂戴いたしました。論点6の①、交際相手からの暴力について、このDV法の中に組み入れるべきかどうかという論点なのですが、私どもは、行政、実務的な側面から、1つ、先生方に私どもの考えを申し上げさせていただければと思います。私も、いわゆるデート「DV」という言葉がいいのかどうか分かりませんが、交際相手からの暴力について、大変深刻な事例はたくさん聞いております。実際に交際相手からの暴力に悩む、特に若い女性たちを支援しているNPOの方からも直接お話を伺うと、本当に深刻で、私自身も、自分の娘時代を思い出して若い女性の立場に立つと、本当に大変な状況だと思えます。これはこれできちんと対応する必要があると思っています。

この対応について規律する法律は何であるべきかということなのだと思います。例えば、ストーカーであればストーカー規制法があります。あるいは、殴る、蹴るといった暴力であれば、これは別途傷害として刑法で規律していただくべきことなのだと思います。そういう意味で、私どもは、交際相手からの暴力についてきちんと対応したいと思いますが、どの法律を適用してどうするのかという法の規律の問題については、別途考えるべきなのではないかということで、今回、この論点については、交際相手からの暴力については別の法律できちんと規律し、また、支援すべき方にはきちんと支援することが必要かと思っているところでございます。

○小西座長 ありがとうございます。

今のことについて、御意見あるいは全体について何か御意見はございますでしょうか。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

確かに、どの法律でやるべきかということも非常に重要なことで、私は前からDV防止法というものをもっと拡張していけばと思っているので、あまりそこのところは申し上げずに意見を言わせていただいたのですが、深見構成員もおっしゃっていましたように、DV防止法、配偶者からの暴力の防止で明確に「配偶者」という言葉が使われていて、まず、いわゆるパートナー間、今は「配偶者」という言葉ではなく、英語圏だとパートナー間という言葉が使われていますけれども、日本として、このような法制度をつくる第一歩として、配偶者に限定して法律がつけられたということは、とにかく何かつくらなければいけないということについては、本当に大きな一歩だったので、これはこれでよかったのだと思いますし、非常に評価されるべき法律だと思うのですが、「配偶者」という言葉で制限をかけていることが、今後、本当にそれでいいのかどうかということは検討が必要だろうと思います。ただ、今回の改正の議論にそこまで含めてしまうと、とても時間がかかって難しいということであれば、もしかすると、デートDVはまた別のところでということになるのかもしれませんが、

親密圏における暴力を包括的に扱う法律は、私は必要だと思っております。できるならば、DV防止法が、いわゆる配偶者だけでなく、もっと広く、パートナーというものを対象として、そこに性別にかかわらず、デートDVももちろんですし、いわゆるセクシュアルマイノリティーと言われている人たちの間での暴力の問題も含める法律として、将来的には発展していただけたらいいなと思っております。ただ、現時点でそれが可能かどうかというのは、確かに慎重に検討すべきかと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間でございます。皆様、時間がないところを活発で建設的な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

次回は、有識者からのヒアリング及び今度は論点全般についての意見交換を実施したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今後の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございませけれども、連続で恐縮でございませますが、来週、11月5日の金曜日、15時からを予定しております。

議題は、今、小西座長からお話がありませとおり、有識者、国際関係のヒアリングと、論点全般につきませして、改めませして御意見を伺えればと思っております。

以上でございませ。

○小西座長 ありがとうございました。

以上をもちませして、第5回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたしませ。

皆様、ありがとうございました。

(以 上)